

	質問内容	回答
①	仕様書P2②について 万博会期中の団体宿泊予約の受付形態は決まっていますか？ もし配宿が行われる場合、予定連携宿泊事業者の施設を必ずしも利用できないことを想定しておく必要はありますか？ また、連携事業者の選定は提案事業者の一任で行うのでしょうか？それとも事務局が推奨する交通および宿泊事業者等あるのでしょうか？	会期中の団体宿泊予約の受付は、提案（採択）事業者において行ってください。 また、連携事業者の選定についても同様です。
②	仕様書P2②（イ）CO2削減効果の算定方法について：事務局より可視化ツールをお借りする場合、ツアー造成をする上で、必要な情報はどのようなものになりますか？（例：観光施設や交通機関の必要最低限の情報明記があれば算定できるツールなのか？）	事務局より提供する可視化ツールでは一人あたりの排出量係数を用いるため、利用する人数、移動手段、荷物輸送、宿泊・観光・食事施設等の情報が必要となります。 また、脱炭素化に取り組む施設を利用することにより、当該施設の会計データを用いて、より正確な温室効果ガス削減効果を算定できます。 なお、可視化ツールの使用方法については、事業採択後に勉強会の開催（2回程度）を予定しています。
③	仕様書P3(2)脱炭素化ツアーのプロモーションについて 次年度2024年は、本事業におけるプロモーションをもとに販売受付予約業務を各採択事業者ごとに行う想定でしょうか？ それ以外に次年度に想定される継続事業はありますか？あるいは事務局様にて集約販売窓口を設けられるのでしょうか？	次年度以降の事業内容につきましては大阪市の予算成立後に確定するため現時点では未定ですが、令和6年度事業では令和5年度に造成した脱炭素化ツアーのプロモーションを引き続き実施していく予定です。 本事業HPから、提案（採択）事業者が造成したツアーへのお問合せ先のリンク等を設定する予定ですが、販売・受付・予約等は提案（採択）事業者にて実施ください。
④	仕様書P3事業規模について ツアーの企画造成費とプロモーション費の事業費の割合条件はありますか？	割合条件の設定はございません。
⑤	仕様書P8事業の成果物の帰属事項について 造成したツアーに含まれる事前および事後学習、教育プログラムの著作権は原則として大阪市に帰属とありますが、万博会会期終了後、採択事業者で継続販売することは可能でしょうか。	大阪市の了承のもと、継続販売することは可能です。
⑥	説明会で紹介のあったアプリについて、各事業者が納品した脱炭素化ツアーへの申し込みは、説明会で紹介されたアプリの活用を想定していますか？アプリ活用を想定している場合、スマホ活用が難しい小学校などの予約受付はどのように想定していますか？	本事業で造成する脱炭素化ツアーへの申し込みは、提案（採択）事業者にて対応いただくことを予定しており、説明会において公益社団法人2025年日本国際博覧会協会より説明があったアプリでの予約受付は行いません。